

# 契約法における会計士の証明業務

檜 山 純

---

## 1. 問題の所在

証券市場では、投資者を保護するための会計開示が行われている。投資者保護のための会計開示は、連邦証券諸法の制定によって強制された。ただし、連邦証券諸法の下での投資者保護とは、アメリカの国益に資することを目的とした範囲における、限定的な保護にすぎない<sup>1)</sup>。したがって、投資者保護のための会計開示にあたり、SEC (U.S. Securities and Exchange Commission, 連邦証券取引委員会) に提出する Form 10-K などの書類に関して会計士が行う監査業務についても、限定された投資者保護の観点から理解する必要がある。

今日の会計士は、依頼者に対して負う契約法上の責任に加えて、連邦証券諸法の下でも責任を負わなければならない。かかる際の責任は、連邦証券諸法の立法趣旨である限定された投資者保護に資するものであることを求められる。ここでの投資者保護はアメリカの国益のために連邦証券諸法において行われる国策であるから、連邦証券諸法の制定以前についてはかかる責任が生じない。

会計士が第三者である投資者に対して責任を負担する必要を当然には認めなかった判決として、Ultramares 事件に関する Cardozo 判事の判決がある。この判決は、連邦証券諸法の制定後も長らく引用されてきた。本稿は、Cardozo 判決の再検討を通じて、連邦証券諸法制定以前の会計士の証明業務について明らかにするものである。当時の会計士の証明業務が社会からいかに位置づけられていたかは、当時の政府諸機関の規制や公表文献、および判例から検討することによって知ることができる<sup>2)</sup>。本稿は連邦証券諸法上の投資者保護のための監査業務との比較に資するために、Cardozo 判決から当時の会計士の証明業務がどのように考えられていたのか、特に投資者保護が優先されなかった趣旨を再検討することを目的とするものである。

## 2. Ultramares 事件の概要と問題点<sup>3)</sup>

会計士は第三者たる投資者に対して一般不法行為以外の責任を負わない、との判例として

最も有名なのは Ultramares 事件の Cardozo 判決である。Ultramares 事件は、原告である Ultramares 社が Toche, Niven 会計事務所を相手に 1926 年に損害賠償請求訴訟を提訴してから 1932 年に結審するまでの係争事例である。Cardozo 判決の意義を再検討するにあたり、まず Ultramares 事件の概要を確認し、関連する問題点を指摘することとする。

## 2.1 事件の概要

被告である Toche, Niven 会計事務所は、ゴムの輸入卸売業を営む Fred Stern 社から、同社の 1923 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する貸借対照表について証明することを依頼された。同事務所は 1924 年 1 月に契約を締結し、同年 2 月 26 日に監査を終了している。その後、監査証明書を添付した貸借対照表を 32 部作成し、原本とともに Fred Stern 社へ提出した。Toche, Niven 会計事務所は Fred Stern 社が資金の借り入れを計画しており、かかる貸借対照表が銀行、債権者、株主等へ送付される旨を知っていた。ただし、具体的な将来の債権者や投資者については明かされていなかった。

Fred Stern 社は、Ultramares 社からゴムの販売に必要な資金を調達するために、同社の要求に応じて 1924 年 3 月にかかる監査証明済みの貸借対照表を提出した。当時は信用供与を目的として、貸し手へ貸借対照表を提出する慣行があった。その際、監査済みであればより大きな信用枠が与えられることが一般的であった。取引関係がなく、情報の蓄積が少なければなおのこと第三者の監査による証明書を添付することが求められた。このため、Fred Stern 社がそれまで緊密な取引関係が存在しなかった Ultramares 社から監査済貸借対照表の提出を要求されたのは当然のことといえる。Fred Stern 社は、提出した監査済貸借対照表を信頼した Ultramares 社から第 1 回 100,000 ドル、第 2 回 40,000 ドル、第 3 回 25,000 ドルと 1924 年中に合計 165,000 ドルの借り入れを行った。ところが最後の借り入れから 1 ヶ月後の 1925 年 1 月 2 日、Fred Stern 社は破産宣告を受けることとなった。

これにより損失を被った Ultramares 社は、1926 年 11 月、Fred Stern 社の監査人であった Toche, Niven 会計事務所を相手に提訴し、損害を賠償するよう要求した。

Toche, Niven 会計事務所側は、Fred Stern 社との契約関係があるのみで、Ultramares 社に対しては何の義務もないから賠償をする必要はないと主張した。

Ultramares 社が信頼した Fred Stern 社の貸借対照表は 1923 年 12 月 31 日現在のものであり、Toche, Niven 会計事務所の監査証明書の日付は 1924 年 2 月 26 日である。問題は、倒産が突然の事態に起因したのではなく、1923 年 12 月 31 日の時点ですでに債務超過であったことにある。Toche, Niven 会計事務所が真実かつ正確な概観 (true and correct view) を有していると証明した Fred Stern 社の 1923 年 12 月 31 日現在の貸借対照表によれば、資産は 2,550,671.88 ドル、負債は 1,479,956.62 ドルであり、その結果 1,070,715.26 ドルの純資産

が存在していた。しかし、かかる貸借対照表には売掛金の架空計上を中心とする資産の過大計上と、棚卸資産の購入に関する支払勘定を中心とする負債の過小計上がなされていたため、実際には200,000ドルほどの債務超過であったのである。

## 2.2 Toche, Niven 会計事務所の業務上の問題点

Ultramares社は当初、Toche, Niven 会計事務所の過失(negligence)を訴因として提訴し、その後Toche, Niven 会計事務所の証明業務の不備が明らかになるにつれて、不正(fraud)も訴因に追加した。問題となった貸借対照表上の虚偽表示に対するToche, Niven 会計事務所の対応は次のようなものであった。

まず、不正な架空計上として最も金額の多かった売掛金勘定に関し、Toche, Niven 会計事務所では補助職員が残高確認による検証業務を担当していた。1924年2月3日に彼が行った転記突合の結果では、売掛金の勘定残高は644,758.17ドルであった。同日、Fred Stern社の担当者が12月中の取引の追加として、706,843.07ドルを自筆で追加記入し、売掛金勘定欄に仕訳帳との照合番号を記入した。かかる追加額はすべて架空計上であった。後日、当該補助職員は、2月3日に自身が検証した644,758.17ドルと売掛金の期末残高1,351,601.24ドルを照合して金額が一致しないことを発見した。しかし、彼は売掛金勘定と仕訳帳との間の転記突合を命じられたに過ぎなかったため、追加的検証を行わなかった。

売掛金勘定以外の資産については、Fred Stern社が計上した棚卸資産のうち347,219.08ドルが虚偽であった。Toche, Niven 会計事務所では棚卸資産勘定から303,863.20ドルの誤謬を検出していたが、原因を明らかにしなかった。さらに、負債に関しても、113,199.60ドルの不明な金額が含まれていることを知りながら、Fred Stern社に説明を求めなかった。

裁判の過程で明らかになったToche, Niven 会計事務所の証明業務上の問題点を集約すると、監査計画の策定、監査手続の実施、試査の範囲の決定、経営者や従業員への過度の信頼、補助職員の監督の5点について不備があったといえる。まず、監査計画の策定については、各項目ごとに検証を行う計画であり、他の関連項目と相互に結びつけたり重要性や危険性を考慮するような計画ではなかった。監査手続においては、勘定残高における個々の数字の照合に終始し、本来重視すべき仕訳帳との照合や証憑突合が軽視されていたことが問題となった。特に売掛金の場合、架空計上となった17通の送り状控えに出荷番号や注文番号がなかったことから、仕訳帳を検証し、さらに仕訳を行う基礎となった出荷記録簿を検証していたならば過大計上を発見できたはずであった。再度の仕訳帳との転記突合、出荷記録簿との帳簿突合、送り状控えの証憑突合のいずれかを実施すれば見つかったはずの事例とみなされた。さらには、Toche, Niven 会計事務所の補助職員が行った売掛金に関する証憑突合において、彼は200枚の送り状控えを突き合わせたが、その中に架空の送り状控え(全17枚)が1枚も含ま

れていなかったことから試査の範囲が問題となった。その他、Toche, Niven 会計事務所の会計士が Fred Stern 社の役員や従業員からの口頭による説明をそのまま受け入れ、裏付けをとらなかったこと、また補助職員の指導・監督を十分に行わなかったのみならず、補助職員の作成した監査調書のチェックも徹底していなかった実態が次々と明らかになり、問題視されたのである。法廷において明らかにされた Toche, Niven 会計事務所の怠慢な実務は、他の会計士から審理の際の証人喚問を通じて指摘されることとなった<sup>4)</sup>。

### 3. Cardozo 判事の判決とそれに対する各界の評価

Cardozo 判事による審理は、Ultramares 事件の第 3 審に相当する。Cardozo 判事は、訴因のうち過失については棄却し、不正については第 1 審に差し戻した。このため、Ultramares 事件の最終判決は差戻審である。ただし、Cardozo 判決は法曹界をはじめ会計専門職団体などに影響を与え、後々判例として長く引用されており、第三者への責任についての代表的な判決として評価されている。このため、まず Cardozo 判決とそれに対する各界の評価を概観し、その趣旨を明らかにすることにする。

#### 3.1 Ultramares 事件に関する判決の概要

Ultramares 事件に関する判決の経過をまとめたものが以下の表である<sup>5)</sup>。

	過失 (negligence)	不正 (fraud)
事 実 審 (Trial Court)	陪審に諮問→棄却	棄 却
控 訴 審 (Appellate Division of Supreme Court)	取消→被告敗訴	棄 却
上 告 審 (Court of Appeals of the State of New York)	1 審を支持して棄却	1 審へ差戻
差戻後の判決	—	被告敗訴 (一部賠償)

Ultramares 事件の第 1 審である事実審では、まず不正を理由とした部分を棄却し、過失に関して陪審の諮問にかけた。陪審は被告 Toche, Niven 会計事務所に対して、原告 Ultramares 社へ損害額のうち 187,576.32 ドルを賠償するよう答申した。ところが、第 1 審の判事は最終的に陪審を尊重せず、棄却するに至った。第 2 審の控訴審では不正訴因について第 1 審同様に棄却したが、過失理由については一転して Toche, Niven 会計事務所に損害賠償義務があることを認めた。次の第 3 審となる上告審における判決が Cardozo 判事によるものであり、最も引用されている判決である<sup>6)</sup>。

Cardozo 判事は、「企業の通常の営業循環において規則的に帳簿に記載される勘定について

は試査による検証で十分である。しかし、本件の場合のように売掛金勘定への記入が送り状控から直接なされた会計帳簿を基礎としていない場合には、売掛金が本当に実在するか否かを確認するために、送り状控についての徹底的な証憑突合が必要である」と述べた。さらに、「問題となっている売掛金は決算月の追加計上であるため、検証に際して特別な配慮がなされた試査の採用があつてしかるべきである」とも述べた。また、実際に検証を行ったのが補助職員であれ、証明業務を引き受けた会計士に責任が生じる可能性を示した。その上で、「以上の状況を総合して、本法廷は陪審の指摘と同様に、貸借対照表が会計帳簿と一致している旨の証明を行った際、被告はまったく裏付けをとっていないにもかかわらず自分の知る限りでは真実である旨を証明したと結論する。この場合、被告が誠実で確固たる信念の基礎となる情報なくして貸借対照表が会社の状況を適切に表示していると証明したことは明らかである」として、Toche, Niven 会計事務所の証明業務の不備を指摘した。

Cardozo 判事は、不正訴因について、「依頼人が証明書を示すかもしれない債権者や投資者に対して不正のないものを作る義務が会計士にはある」として、第1審へ差し戻した。その一方で、過失については、「証明済みの貸借対照表に対する真の信頼に至らない、不注意にもとづく解釈的詐欺 (constructual fraud) を別として、第三者に対する責任を生じさせる法律的根拠は存在しない」とし、「契約のない者は制限されてしかるべきである。過失は職業上の義務の懈怠によって生じるものであり、契約関係がなければ義務も生じない。よって第1審判決のとおり棄却する」として棄却した。過失も損害賠償の根拠となるとの主張については、そのような変化はいかなる便宜であれ立法によって行われるべきであると主張し、予見しえない第三者に対して会計士の責任を拡張することを認めなかった。会計士は不正あるいは解釈的詐欺が成立する場合にのみ依頼人以外の予見しうる第三者に対して責任を負うものであり、経済的損失をもたらすような単なる過失による虚偽の記載に関する責任は、その一次的利益 (primarily for the benefit) のために報告書が作成もしくは証明される者に限定されるべきであり、付随的な相手にまで拡張されるべきではない、と論じたのである。

Cardozo 判事は、Toche, Niven 会計事務所の証明業務が適切に行われなかったという結論に達していながら、契約関係のない Ultramares 社に対しては、Toche, Niven 会計事務所が貸借対照表の証明に際して相当の注意を尽くすべき義務を負わないこと、そして被告にこのような過失の責任を負わせることは不特定の階層にまったく釣り合わない責任を課すことになることの二点を強調した。対価を支払わずに証明書を受け取った者が契約者と同等の責任負担を要求できないことを、後述するように“public”の概念をあえて説明することにより指摘したのである。そして、会計士は契約関係にある依頼人または表示に信頼することを知っていた者に対してしか過失による不実表示の責任を負わないと結論づけたのである。

### 3.2 Cardozo 判決の趣旨

このような Cardozo 判決に対する先行研究の評価は概ね、過失 (negligence)、重過失 (悪意による不正と推定)、監査実務の改善の三つの観点から分類することができる。

最も用いられる過失については、わが国でも「negligence の理論」と呼ばれており、契約関係のないところに責任は生じないことに評価を見いだし、かかる論理の際に多用されている。法廷においても、1960 年代に至るまで判例としてたびたび引用されている。次の重過失に関しては、契約関係のない第三者に責任を負わせる余地が生じたとして評価するものである。このような評価の中には、1933 年連邦証券法および 1934 年連邦証券取引所法において会計士が規制されることとなったことと結びつけるものもある。過失および重過失については付随して、予見される第三者の概念から論じる研究も多い。最後の監査実務の改善に関しては、「証明」という文言を削ったり、試査であることを明記するといった監査報告書の標準様式を変えることから売掛金の確認を徹底するなどの会計事務所ごとの改善まで様々である<sup>7)</sup>。ただし、これらの先行研究は Cardozo 判決の結論にのみ注目するものが多く、Cardozo 判事がなぜ過失について棄却を命じたかを論じている先行研究は非常に少ない。

Cardozo 判事は同種の事件を検討しつつも、職業政策上の観点から過失に関する第三者への責任を認めなかった<sup>8)</sup>。このような第三者責任を認めない Cardozo 判決は、後年に法廷の場でも批判されている<sup>9)</sup>。しかし、Cardozo 判事が第三者への行為を必ずしも否定する考えを有していたわけではないことに留意しなければならない。1922 年に虚偽表示に関して初めて契約関係の要件を不要にしたのが他ならぬ Cardozo 判事であったことは、非常に重要である。

豆の売り主に依頼された計量士が発行した計量報告書において、実際には総量が 5% ほど足りなかったことがあった。これを信頼して損害を受けた買い主が過失を理由に提訴した Glanzer 事件において、Cardozo 判事は、契約関係が存在しないにもかかわらず計量士に 1,000 ドルの損害賠償を命じたのである<sup>10)</sup>。Cardozo 判事は判決の中で、計量士は商品を正確に計量する義務を負うものであり、当事者間の契約関係の存否は関係ない旨を述べている。買い主が商品の代金を支払う際に、原告が証明書を信頼するであろうことを被告が知っていたためである。この判決は、契約当事者以外の第三者に対して責任を認めた例として高く評価されている。その他にも、Cardozo 判事は第三者に対して自動車の製造責任を認める画期的な判決も下している<sup>11)</sup>。

このような Cardozo 判事による過去の判決から考えるならば、表示を信頼した Ultramares 社が全面的に勝訴しても不思議はない。しかし、実際には、Cardozo 判事は契約関係の有無と Ultramares 社が予見しうる第三者ではなかったことを理由に過失を訴因とした訴訟を棄却した。その理由として、Cardozo 判事は監査人の過失による責任を第三者に広げた場合の潜在的な影響を挙げ、誤った証明に関して第三者である債権者に対して責任を負わないとする

判決を下したのである。

では、Glanzer 事件その他の Cardozo 判事自身の先行判決と Ultramares 事件の判決の相違は何処から生じたのであろうか。それは Ultramares 事件の Cardozo 判決における、「公共 (public)」の概念の説明から窺うことができる。

Cardozo 判事は「公共会計士は雇用することを決める依頼人に対し、誰に対してもそのサービスが提供されるという意味においてのみ公共的である (…public accountants are public only in the sense that their services are offered to any one who chooses to employ them)」と述べ、会計士の証明業務が公共のために行われるという意味ではないことを強調した。それゆえに契約関係のない者が契約によって生じる義務に付随する過失について訴え、利益を享受することを認めなかったのである。契約関係のない者に対して貸借対照表を証明するための注意を尽くすべき義務を負わないことを明らかにしたどころか、このような事実関係の下で会計士に責任を負わせるならば、過失とまったく釣り合わない責任に従わせることになるとまで論じた。さらには、通常の過失による虚偽表示にまで会計士の責任を拡張することにより会計士の職業を破壊するとの警告を発したのである。これらを考慮して Cardozo 判決を再検討すると、豆の計量に比べて賠償額が極端に高いことを差し引いたとしても、損失を被った証明書の利用者よりも証明を行った会計士の方が保護される必要性を見いだされていたと結論づけることができる。

したがって、Cardozo 判決をもって単純に第三者への責任を認めない判決を問題視したり、契約関係を過度に尊重するような評価を下すことは、判決の趣旨を適切に理解しないことになる。同様に、契約関係のない第三者に対して初めて責任を負わせる余地ができたと評価することもまた、Cardozo 判事自身による先行判決を考慮しないことになる。特に、1933年連邦証券法および1934年連邦証券取引所法の制定と結びつける解釈に至っては、「解釈的詐欺に該当する場合を除き、第三者に対する責任を生じさせる法的根拠は存在せず、単なる過失が損害賠償の根拠となるとの原告の主張について、いかなる便宜であれ立法によって行われるべきである」と判示したことを無視するに等しい。詐欺的な不正による不法行為については、誰しもの負うべき一般責任であって、会計士という職業が公共であることにより負わされる特別な責任は見いだせない。それゆえに、過失に関する責任を認めず、会計士という職業を保護する結果をもたらした Cardozo 判決の趣旨を正確に理解することが、当時の会計士の証明業務を理解するために必要不可欠である。

#### 4. 結 論

一般に、Cardozo 判決は第三者に責任を負わせることを否定した判決であると考えられており、民法法関連の書籍における“negligence”の欄には必ずといっていいほど記載されてい

る。しかし、Cardozo 判決をもって会計士の証明業務が第三者に責任を負わなくて済む当然の理由としてはならない。Cardozo 判事は、豆の計量の証明業務においては第三者の信頼を保護している。しかし、会計士の証明業務については、依頼人に第一次的な責任を負うものであるとして、第三者の信頼を当然には保護しなかった。第三者を保護する画期的な判決を下し続けた Cardozo 判事にとってすら、投資者を保護するよりも会計士の証明業務を保護しなければならなかったと位置づけることができるのである。

契約法における会計士の証明業務は、契約当事者にのみ責任を負う業務である。貸借対照表の証明業務が財務諸表の監査業務と代わった現在でも、契約当事者への責任負担は変わっていない。変わったものは、会計士の証明業務の価値である。当時の会計士の証明業務は契約法の枠の中でのみ行われるものであり、依頼者である経営者のためにのみ行う業務であった。それゆえに Cardozo 判事の目からみて、会計士の証明業務は保護すべき対象であった。証明業務が“public accountant”によって行われるものであっても、その“public”は市場を通さず誰もが契約を締結できるという意味での“public”であって、連邦証券諸法が意図した“public”のための業務ではない。投資者が利用することがわかっていたとしても、具体的な投資者名が明らかにされ、その者を騙す意図をもたない限りにおいて、証明業務は契約当事者のみを対象とする業務であったと結論づけられる。この点について、“public”をアメリカの国益のために保護するものとして解釈した連邦証券諸法と大きく異なっていることに留意しなければならない。連邦証券諸法は、投資者保護のために監査業務を会計士に課した。このような監査業務が契約法における証明業務と同じではないことは明らかである。

本稿では、Ultramares 事件における Cardozo 判決の検討を通じて、当時の会計士の証明業務が法廷の場においても依頼人である経営者のために行われる業務であると考えられていたことを明らかにした。先駆的な判決で知られる Cardozo 判事においてすら、証明業務において投資者を保護する必要を感じなかった。このことは、ペコラ委員会と連邦証券諸法の制定による会計士の監査業務との比較において重要な意味をもつ。契約法の法理から連邦証券諸法の法理へ移行する 1933 年を境に、会計士の証明業務と監査業務がいかに変化したのか、会計士保護から投資者保護への転換については、別稿で検討することとしたい。

1) 檜山 [2006] で検討している。

2) Previts and Merino [1979], p.316; [訳書], 339 頁。ただし、当時は会計士に対する連邦政府の規制がなかったため、本稿では判例のみを用いて検討を行っている。

3) 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441, 1931.

以下、本稿における Ultramares 事件に関する記述は、すべて判決の中から用いている。

4) 229 App. Div. 581, 243 N.Y. Supp, 179 (1st Dept. 1930).

1930 年 6 月 13 日の予備審理 (1st Dept.) において特に詳細に検討されている。

5) ニューヨーク州では、他の州と比べて異なる用語を使用している。ニューYork州では、第 1 審を Supreme

- Court と呼び、第2審が Appellate Division, 最上級審が Court of Appeals となっている。
- 6) 判事 Cardozo 氏は, Ultramares 事件後に連邦最高裁判所裁判官となり, アメリカで最も知られている判事である。Ultramares 事件の Cardozo 判決は, 第三者責任の裁判において判例として引用されるものであり, 文献の多くが Ultramares 事件のうち本判決のみを取り上げている。
- 7) これ以降, 会計士の証明業務は監査業務, あるいはレビューなど, 保証業務全般へと変わっている。特に監査報告書の文言の変更については, AIA [1931] を参照されたい。
- 8) Ultramares 事件の第3審では, Glanzer 事件 (233 N.Y. 236), International Product 事件 (244 N.Y. 331) をはじめとする多数の先例が検討されている。
- 9) 204 F. Supp. 821 (E.D. Tenn. 1962), 284 F. Supp.85 (D.C.R.I. 1968) などを参照されたい。
- 10) 233 N.Y. 236, 135 N.E. 275, 1922.
- 11) MacPherson 事件において, 自動車のような危険なものを製造した者は自社から購入した者のみならず, あらゆる使用者に対しても責任を負うとして, 使用者が製造者の過失によって被害を受けた損害を賠償するよう命じた判決を下している (217 N.Y. 382, 111 N.E. 1050, 1916)。

#### 〈参考文献〉

- ・ AIA, *Audits by Certified Public Accountants*, AIA, 1931.
- ・ Himmelblau, David, “Auditor’s Responsibilities to Third Parties,” *Accounting Review*, Vol.8, No.2, 1938, pp.99-104.
- ・ 檜山純「証券市場における会計士と会計情報」, *Discussion Paper Series B No.48*, 2004年。
- ・ ——「投資者保護と会計開示」, 『経済と経営』, 第37巻第1号, 2006年, 115-128頁。
- ・ 川内克忠「アメリカにおける会計士の民事責任——判例法の新展開——」, 『中京法学』, 第5巻第4号, 1970年, 1-30頁。
- ・ 久保(檜山)純「監査人の責任に関する研究——監査論の視点からみた監査責任の変遷——」, (北海道大学博士学位論文), 2004年。
- ・ Kurland, Seymour, “Accountant’s Legal Liability: Ultramares to BarChris”, *Business Lawyer*, Vol.25, No.1, pp.155-168.
- ・ 村瀬玄「監査人の責任に関する米国の判決例について」, 『企業会計』, 第5巻第9号, 1953年, 105-108頁。
- ・ Previts, Gary John and Barbara Dubis Merino, *A History of Accounting in America: an historical interpretation of the cultural significance of accounting*, John Wiley & Sons, 1979; 大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳『アメリカ会計史——会計の文化的意義に関する史的解釈——』同文館, 1983年。
- ・ Sainer, A.L.ed., *Law Is Justice: notable opinions of Mr. Justice Cardozo*, AD Press, 1999 (2nd reprinting Lawbook Exchange, 2000).
- ・ 鳥羽至英『監査証拠論』, 国元書房, 1983年。
- ・ 山榎忠恕「ウルトラマレス事件の監査史的意義」, 『産業経理』, 第16巻第10号, 1956年, 62-67頁。

#### (その他)

- ・ Decisions, “Negligence,” *Columbia Law Review*, Vol. XXXI, No.3, 1931, pp.506-507.
- ・ Editorials, “The Ultramares Case,” *Accounting Review*, Vol.6, No.2, 1931, pp.143-146.
- ・ ——, “Liability of Accountants,” *Accounting Review*, Vol.8, No.4, 1938, pp.339-341.
- ・ Glanzer v. Shepard: 233 N.Y. 236, 135 N.E. 275, 1922.
- ・ MacPherson v. Buick Motor Co.: 217 NY 382, 111 NE 1050, 1916.
- ・ Notes “Limitations on the Action for Negligent Misrepresentation: the Ultramares Case,” *Columbia*

*Law Review*, Vol. XXXI, No.5, 1931, pp.858-871.

- *Ultramares v. Toche, Niven & Co.*: 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441, 74 A.L.R. 1139, 1931.

（ひやま じゅん 経済学部非常勤講師）

（2007年7月31日受理）